

新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日規則第 54 号

平成 22 年 3 月 24 日規則第 11 号

平成 22 年 5 月 10 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は，新潟市墓地，埋葬等に関する条例(平成 12 年新潟市条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 1 項ただし書の特別の事由)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項ただし書(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の特別の事由は，次に掲げるとおりとする。ただし，第 1 号エ及びオの規定は，同条第 2 項において同条第 1 項ただし書を準用する場合については，適用しない。

(1) 墓地については，次のいずれかに該当するものであること。ただし，ア(ア)及びイ(ア)の規定は墓地の区域の拡張に係る変更の許可について，ア(ウ)の規定は小規模な墓地の経営又は墓地の区域の拡張に係る変更の許可について，適用しない。

ア 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する宗教法人(以下単に「宗教法人」という。)が同法第 2 条に規定する目的のために墓地を営営する場合については，次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人が営営するものであること。

(イ) 市内に墓地を有しない，又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない，若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり，当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する宗教法人が営営するものであること。

(ウ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

(エ) 当該墓地の用に供する土地が当該宗教法人の主たる事務所の所在地から 10 キロメートル以内にあるものであること。

イ 宗教法人が広く一般に利用者を募集する墓地を経営する場合については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人が経営するものであること。

(イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する宗教法人が経営するものであること。

(ウ) 宗教法人法第6条第1項の公益事業として墓地を経営することを記載した規則について同法第12条第1項、第26条第1項又は第33条第1項の所轄庁の認証を受けている宗教法人が経営するものであること。

(エ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人（地方公共団体が全額出資している公益法人を除く。以下「公益法人」という。）が墓地を経営する場合については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる事務所の所在地が市内にある公益法人が経営するものであること。

(イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する公益法人が経営するものであること。

(ウ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下単に「認可地縁団体」という。）が墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条第1項の許可を受けている墓地又は法の施行前から存在している墓地をその区域の拡張をせずに当該認可地縁団

体の構成員又は構成員の親族のために引き継ぐものであること。

オ 墓地の所有者の死亡その他の理由により、法第10条第1項の許可を受けている墓地又は法の施行前から存在している墓地をその区域の拡張をせずに自己又は自己の親族のために引き継ぐものであること。

カ 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、やむを得ず法第10条第1項の許可を受けている墓地を移転する場合については、移転後の墓地の規模が移転前の墓地の規模と同程度のものであること。

(2) 納骨堂については、次のいずれかに該当するものであること。

ア 宗教法人が納骨堂を経営する場合については、既存の墓地の区域内又は寺院等の敷地内に設置するものであること。

イ 主たる事務所の所在地が市内にある公益法人が経営するものであること。

(3) 火葬場については、主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人又は公益法人が経営するものであり、かつ、施設の規模が市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

(経営許可の申請)

第3条 条例第3条に規定する墓地等経営許可申請書は、別記様式第1号によるものとし、正副2通にそれぞれ同条各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(変更許可の申請)

第4条 条例第4条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は、別記様式第2号によるものとし、正副2通にそれぞれ同項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(申請等事項変更の届出)

第5条 条例第4条第2項に規定する墓地等申請(届出)事項変更届出書は、別記様式第3号によるものとする。

(廃止許可の申請)

第6条 条例第5条に規定する墓地等廃止許可申請書は、別記様式第4号によるものとする。

(許可書の交付)

第7条 市長は、条例第3条の申請による経営の許可をした場合は、別記様式第5号の許可書を、条例第4条第1項の申請による変更の許可をした場合は、別記様式第6号の許可書を、条例第5条の申請による廃止の許可をした場合は、別記様式第7号の許可書を交付する。

(工事完了の届出)

第8条 条例第6条第1項に規定する墓地等工事完了届出書は、別記様式8号によるものとする。

(工事完了検査済証の交付)

第9条 市長は、条例第6条第1項の完了検査の結果、当該墓地等が条例第9条に規定する構造設備の基準に適合していると認めた場合は、別記様式第9号による工事完了検査済証を交付する。

(新設等の届出)

第10条 条例第7条に規定する墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届出書は、別記様式第10号によるものとする。

(改葬許可の申請)

第11条 条例第12条に規定する改葬許可申請書は、別記様式第11号によるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(新潟市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止)

2 新潟市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成8年新潟市規則第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、新潟市墓地、埋葬等に関する法律施行細則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則によるものとみなす。

4 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号ウに規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人を含むものとする。

3 この規則の施行の日前に、改正前の新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の規定により提出された申請書及び届出書並びに交付した許可書は、改正後の新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の規定により提出された申請書及び届出書並びに交付した許可書とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

墓地・納骨堂・火葬場を経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

名称				
所在地				
申請理由				
□墓地	地積	m ²	実測面積	m ²
	区画数	区画		
□納骨堂	構造	造 階		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	納骨設備数			
□火葬場	構造	造 階		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	火葬炉数			
管理者	氏名			
	住所	電話番号		
	本籍			
工事予定	着工	年 月 日	完了	年 月 日
業務委託の有無	利用契約受付業務の委託		□有 □無	
	使用料・管理料徴収業務の委託		□有 □無	

注 1 申請理由は、別紙として提出することができます。

2 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。

3 業務委託の有無の欄は、墓地の場合にのみ記入してください。

添付書類

- 1 新潟市墓地、埋葬等に関する条例第 3 条各号に掲げる書類
- 2 業務委託をする場合は、業務委託契約書の写し

別記様式第2号（第4条関係）

墓地等変更許可申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

墓地の区域・納骨堂の施設・火葬場の施設に係る変更をしたいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

名称		
所在地		
変更理由		
<input type="checkbox"/> 墓地	<input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他	変更内容
<input type="checkbox"/> 納骨堂	<input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他	変更内容
<input type="checkbox"/> 火葬場	<input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他	変更内容
管理者	氏名	
	住所	電話番号
	本籍	
業務委託の有無	利用契約受付業務の委託	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	使用料・管理料徴収業務の委託	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 変更理由は、別紙として提出することができます。

2 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。

3 業務委託の有無の欄は、墓地の場合にのみ記入してください。

添付書類

- 1 新潟市墓地、埋葬等に関する条例第4条第1項各号に掲げる書類
- 2 業務委託をする場合は、業務委託契約書の写し

墓地等申請（届出）事項変更届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

届出者

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市墓地，埋葬等に関する条例第4条第2項の規定により，次のとおり届け
出ます。

<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場	名称	
	所在地	
	許可(届出) 年 月 日	許可番号 第 号
変更理由		
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

注 該当する事項の□にレ印を記入してください。

添付書類 変更事項を証する書類

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

墓地，埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により，次のとおり申請します。

<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場	名称
	所在地
	経営許可 年 月 日
申請理由	
廃止後の 土地用途	
廃止予定	年 月 日

注 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。

添付書類 新潟市墓地、埋葬等に関する条例第5条各号に掲げる書類

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

（ 1 ）

墓地経営許可書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請がありました墓地の経営について、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

墓地の名称	
墓地の所在地及び地積	
区画数	
許可条件	

(2)

納骨堂・火葬場経営許可書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の経営について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり許可します。

納骨堂・火葬場の名称	
納骨堂・火葬場の所在地	
納骨設備数・火葬炉数	
許可条件	

別記様式第 6 号（第 7 条関係）

(1)

墓地変更許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請がありました墓地の区域の変更について、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり許可します。

墓地の名称	
墓地の所在地及び地積	
変更内容	
許可条件	

(2)

納骨堂・火葬場変更許可書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

新潟市長 印

年 月 日付で申請がありました納骨堂・火葬場の施設の変更について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。

納骨堂・火葬場の名称	
納骨堂・火葬場の所在地	
変更内容	
許可条件	

別記様式第7号（第7条関係）

(1)

墓地廃止許可書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請がありました墓地の廃止について、墓地、
埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。

墓地の名称	
墓地の所在地	
許可条件	

(2)

納骨堂・火葬場廃止許可書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請がありました納骨堂・火葬場の廃止について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。

納骨堂・火葬場の名称	
納骨堂・火葬場の所在地	
許可条件	

墓地等工事完了届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

届出者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市墓地，埋葬等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により，次のとおり届け出ます。

<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場	名称	
	所在地	
	許可 年 月 日	許可番号 第 号
工事完了	年 月 日	

注 該当する事項の□にレ印を記入してください。

別記様式第9号（第9条関係）

墓地等工事完了検査済証

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名 様

新潟市長 印

新潟市墓地，埋葬等に関する条例第6条第1項による検査の結果，同条例第9条に規定する構造設備の基準に適合していることを証する。

名称			
所在地			
許可	年 月 日	許可番号	第 号
検査年月日	年 月 日		

別記様式第10号（第10条関係）

墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

届出者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市墓地，埋葬等に関する条例第7条の規定により，次のとおり届け出ます。

名称		
所在地	地目	地積 m ²
届出理由	都市計画又は土地区画整理事業名	
墓地	区画数 区画	墓所面積 m ²
火葬場	建物の構造	建物延べ面積 m ²
	火葬炉数 基	
工事予定	着工 年 月 日	完了 年 月 日
	廃止予定 年 月 日	
管理者	氏名	
	住所	電話
	本籍	

添付書類 新潟市墓地，埋葬等に関する条例第7条第2項各号に掲げる書類

改葬許可申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者	住所	
	氏名	印
	死亡者との続柄	
	墓地使用者等との関係 (※)	
	電話番号	() -
死亡者・死産児	本籍	
	住所	
	氏名	
	性別	男 女
	死亡年月日	年 月 日
	注 死産児の場合、父母の本籍、住所、氏名及び分べん年月日を記入してください。	
埋葬又は火葬の場所		
埋葬又は火葬の年月日		年 月 日
改葬の理由		
改葬の場所		
改葬予定日		年 月 日

※ 申請者と墓地使用者等とが異なる場合、墓地使用者等の改葬についての承諾書等が必要です。